

議案第 120 号

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例について

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛驒市立旭保育園の廃止に伴う改正

飛驒市保育所条例の一部を改正する条例

飛驒市保育所条例(平成16年飛驒市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第2条の表飛驒市立旭保育園の項を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(飛驒市保育所給食センター条例の廃止)
- 2 飛驒市保育所給食センター条例(平成16年飛驒市条例第122号)は、廃止する。

飛騨市保育所条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																										
<p>第1条 略 (保育所の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市立宮城保育園</td><td>飛騨市古川町栄二丁目11番12号</td></tr> <tr> <td>飛騨市立河合保育園</td><td>飛騨市河合町角川974番地 2</td></tr> <tr> <td>飛騨市立宮川保育園</td><td>飛騨市宮川町林258番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立旭保育園</td><td>飛騨市神岡町殿979番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立柄洞保育園</td><td>飛騨市神岡町和佐保1464番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立山之村へき地保育園</td><td>飛騨市神岡町森茂1649番地 1</td></tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	名称	位置	飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号	飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地 2	飛騨市立宮川保育園	飛騨市宮川町林258番地	飛騨市立旭保育園	飛騨市神岡町殿979番地	飛騨市立柄洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地	飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地 1	<p>第1条 略 (保育所の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市立宮城保育園</td><td>飛騨市古川町栄二丁目11番12号</td></tr> <tr> <td>飛騨市立河合保育園</td><td>飛騨市河合町角川974番地 2</td></tr> <tr> <td>飛騨市立宮川保育園</td><td>飛騨市宮川町林258番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立柄洞保育園</td><td>飛騨市神岡町和佐保1464番地</td></tr> <tr> <td>飛騨市立山之村へき地保育園</td><td>飛騨市神岡町森茂1649番地 1</td></tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	名称	位置	飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号	飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地 2	飛騨市立宮川保育園	飛騨市宮川町林258番地	飛騨市立柄洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地	飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地 1
名称	位置																										
飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号																										
飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地 2																										
飛騨市立宮川保育園	飛騨市宮川町林258番地																										
飛騨市立旭保育園	飛騨市神岡町殿979番地																										
飛騨市立柄洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地																										
飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地 1																										
名称	位置																										
飛騨市立宮城保育園	飛騨市古川町栄二丁目11番12号																										
飛騨市立河合保育園	飛騨市河合町角川974番地 2																										
飛騨市立宮川保育園	飛騨市宮川町林258番地																										
飛騨市立柄洞保育園	飛騨市神岡町和佐保1464番地																										
飛騨市立山之村へき地保育園	飛騨市神岡町森茂1649番地 1																										

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	飛騨市立旭保育園の廃止に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方自治法第244条の2第1項の規定による公の施設の廃止に伴う改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>神岡地区における保育所再編として、令和7年度末で公立の旭保育園及び私立の双葉保育園を廃止し、令和8年度より新たに公私連携型保育所型認定こども園（民設民営）を設置することから、旭保育園を本条例から削るもの。</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係)</p> <p>飛騨市保育所給食センターは給食提供範囲が旭保育園のみであるため、旭保育園の廃止に伴い飛騨市保育所給食センター条例を廃止するもの。</p> <p style="text-align: right;">(附則第2項関係)</p>
市民への影響等	<p>旭保育園の園児は、新設する公私連携型保育所型認定こども園へ転園する。区長会や利用者である保護者には説明を行い、理解を得られている。</p> <p>給食は新設する公私連携型保育所型認定こども園において提供される。</p>
施行日	令和8年4月1日
備考	